



△道路行政に關係ある法律、

命令、訓令、通牒等苟くも

道路行政に當る人々の知ら

ざるべからざることは凡て

本欄に於て紹介す

△道路行政に關し生じたる疑

問は本欄に於て回答するを

以て會員諸氏は隔意なく質

問あらん事を望む

●内務省訓令第九號

土木局

土木出張所

土木試験所

内務省土木事業從務員旅費月額規程中左ノ通改正シ昭和十

一年七月一日ヨリ之ヲ適用ス

昭和十一年七月十四日

内務大臣 潮 惠 之 輔

法 令

第四條第一項及第二項ヲ左ノ如ク改ム

事務所又ハ工場從務ノ者他ノ事務所、工場ノ從務ヲ兼ヌ

第一條第一項中「及在勤廳所在地工場」ヲ削リ「(二)在勤廳

所在地工場員旅費月額」ヲ「(二)在勤廳所在地工區事務所員

旅費月額」
工區主任 [技師] 五等以上三十圓
同項ヲ左ノ如ク改ム

同條第二項ヲ左ノ如ク改ム
獨立ノ機械工場其ノ他工區事務所ニ屬セサル工場ニ從務
スル者ノ旅費月額ハ前項(一)(二)ノ工場主任、附屬員ノ例ニ
依ル

第三條 在勤廳所在地外ノ事務所又ハ工場ニ從務スル場合
ハ其ノ事務所又ハ工場著ノ翌日ヨリ發ノ前日マテ旅費月

額(トキハ日割)ヲ支給スヘシ
在勤廳所在地ノ事務所又ハ工場ニ從務スル場合ニ於テ其
ノ勤務全月ニ瓦ラサルトキハ日割ヲ以テ旅費月額ヲ支給
スヘシ

第三條ノ二ヲ削ル

ル場合ニ於テ其ノ距離三里以上ナルトキハ左記甲ノ金額以内、六里以上ナルトキハ左記乙ノ金額以内ヲ旅費月額ニ加フルコトヲ得

甲 技師 他ノ工區主任ヲ兼ヌル場合
屬、技手 其ノ他ノ場合

九圓 六圓

雇員 (工費支辨ノ雇員ヲ含ム) 四圓五十錢

六圓

甲ノ倍額

道路工事ニ從事スルモノニ對シテハ當分ノ内第一條第一項(一)(二)ノ旅費月額ニ左記金額以内ヲ加フルコトヲ得
技師、屬、技手

九圓

雇員 (工費支辨ノ雇員ヲ含ム)

六圓

第九條ヲ削ル

「満洲」愛路使命 (長與善郎氏の一文から)

王道坦々天行愈健
鐵路縱橫民享其福
萬里捷運朝發夕至

愛路といふ言葉が内地人には一寸見當がつくまい。治安は道

路から、福利は道路から、そして文化は道路から——といふのが滿洲國では先づ一着手の仕事なのだ。道路は交通支けのものではない。便利だけのものでもない。それ以上に國民全體の生命と生活とを安全にし國土を開發する動脈なのだ。

……前提になつて愛路であるともいへる、道路のあることは匪賊にとつても便利なわけのやうだが、餘りに堂々たる天下の大道は化け者には明るくすぎるであらう。しかし夜間に道路を襲ふ位のことは出來る……愛謹村……あらゆる道路の光りのために滿洲はどんなに明るくなつたか判るまい。